

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松川インター大鹿線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡大鹿村大字大河原36番の6地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4271番の1地先まで	旧	7.0~44.0 m	0.4429 km
同 上	新	9.5~80.5	0.3800

道路管理課

長野県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月2日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 路線名 伊那生田飯田線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市伊那部2056番地先から
伊那市伊那部2365番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日
- 2 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市伊那部5162番の1地先から
伊那市伊那部5065番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日

- 3 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市伊那部7900番の1地先から
伊那市福島198番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日
- 4 (1) 路線名 伊那辰野停車場線
- (2) 供用を開始する区間
伊那市福島1598番地先から
伊那市福島1598番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年8月2日

道路管理課

長野県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年8月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月2日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大字大河原36番の6地先から
下伊那郡大鹿村大字大河原4271番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年8月2日

道路管理課



公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成19年8月2日

長野県知事 村 井 仁

- 1 講習の日時及び場所
次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時15分から午後5時00分までとします。

開催日	場所				
	消火設備	避難設備・消火器	警報設備	甲種特類	
平成19年	10月23日 (火)	長野市 サンバルテ山王	長野市 サンバルテ山王		
	10月24日 (水)	長野市 サンバルテ山王	長野市 サンバルテ山王		
	10月25日 (木)	松本市 松本勤労者福祉 センター	松本市 松本勤労者福祉 センター		
	10月26日 (金)	松本市 松本勤労者福祉 センター	松本市 松本勤労者福祉 センター		
	10月30日 (火)			長野市 サンバルテ山王	
	10月31日 (水)			長野市 サンバルテ山王	
	11月1日 (木)			松本市 松本勤労者福祉 センター	松本市 松本勤労者福祉 センター
	11月2日 (金)			松本市 松本勤労者福祉 センター	

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいずれかの開催日に受講してください。

なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとします。

2 講習対象者

講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行います。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士
甲種特類	特類の甲種消防設備士

3 講習科目

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件(平成16年消防庁告示第25号)に定めるとおりとします。

4 受講申込み

- (1) 提出書類 消防設備士受講申請書、受講票
- (2) 受付期間 平成19年8月20日(月)から平成19年8月30日(木)まで
(土曜日、日曜日を除く。郵送による場合は、簡易書留としてください。)
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時
- (4) 提出先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 東庁舎3階 社団法人長野県消防設備協会 電話 026-234-3218

5 手数料

手数料(7,000円)は、「長野県収入証紙」により納付してください。

(申請書に貼って、消印をしないでください。)

6 その他

- (1) 講習当日は、午前8時45分から9時00分までに「消防設備士免状」・「受講票」を持参し、会場受付に提出してください。
- (2) 申請書用紙の交付の請求及び講習についての問い合わせは、長野県危機管理局消防課、最寄りの地方事務所地域政策課、消防本部若しくは消防署又は社団法人長野県消防設備協会にしてください。
- (3) 申請書に記入していただいた内容は、消防設備士講習の実施のために使用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には使用いたしません。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 8月2日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年 7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たけのこ会
- 3 代表者の氏名
星 野 勝 俊
- 4 主たる事務所の所在地
長野市稲里町田牧880番地87
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者（知的、精神）の偏見を無くし又老人福祉に寄与し、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 8月2日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年 7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エンジョイライフ
- 3 代表者の氏名
瀧 沢 利 之
- 4 主たる事務所の所在地
長野市吉田3丁目12番30号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・地域住民に対して、生活支援に関する事業を行い、よって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月2日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎の非常用自家発電設備3台（議会増築棟 1,000KVA、西庁舎 750KVA、西庁舎電算用 500KVA）の整備点検作業
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成19年11月30日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7045
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年 8月24日 午前10時
イ 場所 長野県庁 本館2階入札室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成19年 8月20日（月）午後3時までに提出してください。なお、提出した書類の内容等について不備な事項等があった場合

は、開札日の前日までに入札に参加を希望する者の負担において当該書類の再提出を行うなど完全な説明をしてください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

オキシダント動的校正装置一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年11月1日から平成24年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市安茂里米村1978

長野県環境保全研究所安茂里庁舎

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部環境政策課

電話 026 (235) 7177

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月22日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

環境政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月 2日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で使用する電気
契約電力 3,200kW 予定使用電力量 45,092,400kWh

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

(4) 調達場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

入札金額は、本県で示す契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、本県で示す予定使用電力量の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金の総額で行いますので、入札金額と併せて電気料金総額を記載してください。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。
- (6) 本公告に示した調達産品に関し、供給開始日から確実に安定した供給が可能である者であること。
- (7) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1-1644-10
長野県諏訪建設事務所 総務課
電話 0266(57)2933

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年9月21日（金）午後2時
イ 場所 諏訪合同庁舎 講堂

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年9月19日（水）午後5時
イ 場所 諏訪合同庁舎専用郵便番号 392-8601
長野県諏訪建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した調達産品を安定して供給できることを証明するための書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）、確認のための資料及び「省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書」を平成19年9月6日（木）午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までに競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 45,092,400kWh to be consumed in the Suwako Regional Sewerage System Toyoda Final

Treatment Plant

Contract demand: 3,200kW

(2) Contract duration:

From November 1, 2007 until October 31, 2009

(3) Place where the product is procured:

The Suwako Regional Sewerage System Toyoda Final Treatment Plant

Address: 1866-1 Aza Kohan, Oaza Toyoda, Suwa City

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:

General Affairs Section, Nagano Prefectural Suwa Construction Office

1-1644-10 Kamigawa, Suwa City

TEL 0266-57-2933

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:00 PM September 21, 2007

Place: Auditorium, Suwa Godo Chosha Bldg.

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery

place:

Time: 5:00 PM September 19, 2007

Place: Suwa Construction Office, General Affairs Section

392-8601 (the exclusive zip code)

生活排水対策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月 2日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場で使用する電気
契約電力 1,400kW 予定使用電力量 18,505,800kWh

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

(4) 調達場所

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

入札金額は、本県で示す契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、本県で示す予定使用電力量の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金の総額で行いますので、入札金額と併せて電気料金総額を記載してください。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

(6) 本公告に示した調達産品に関し、供給開始日から確実に安定した供給が可能である者であること。

(7) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026 (224) 3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年9月21日（金） 午前10時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所

3階301号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年9月19日（水） 午後5時

イ 場所 郵便番号 380-0917

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した調達産品を安定して供給できることを証明するための書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）、確認のための資料及び「省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書」を平成19年9月7日（金）午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までに競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 18,505,800kWh to be consumed in the Chikuma River Regional Sewerage System Upper Reaches Final Treatment Plant
Contract demand: 1,400kW
- (2) Contract duration:
From November 1, 2007 until October 31, 2009
- (3) Place where the product is procured:
The Chikuma River Regional Sewerage System Upper Reaches Final Treatment Plant
Address: 1060-1 Kawai, Masima Town, Nagano City
- (4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
Chikuma River Area Sewerage Construction Office, General Affairs Division
2413-11 Aza Hatimantaoki, Oaza Inaba, Nagano City
TEL 026-224-3652
- (5) Time and place for the tender:
Time: 10:00 AM September 21, 2007
Place: Meeting Room 301, Chikuma River Area Sewerage Construction Office Bldg.
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:
Time: 5:00 PM September 19, 2007
Place: General Affairs Division, Chikuma River Area Sewerage Construction Office
380-0917 (the zip code)

生活排水対策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月2日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

浄化槽放流水水質検査業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月14日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定により長野県知事から水中の物質の濃度の計量証明の事業の登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県生活環境部生活排水対策課
電話 026(235)7299

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月20日 午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (6) 契約書作成の要否
必要とします。
- (7) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもってした者を落札者として決定します。

- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

生活排水対策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年8月2日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマNEW松本店
松本市高宮東221-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
センチュリー・リーシング・システム株式会社
東京都港区浜松町2-4-1
第一観光株式会社
松本市埋橋1-8-7
- 変更しようとする事項
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コジマ	午前10時 (年間6日 午前7時)	午後10時	午前9時 (年間6日 午前7時)	午後10時
株式会社バンダレコード	午前10時	午前0時	午前10時	午前0時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前9時30分～午前0時30分 (年間6日 午前6時～午前0時30分)	午前8時30分～午前0時30分 (年間6日 午前6時～午前0時30分)
2		
3	午前9時30分～午後9時 (年間6日 午前6時～午後9時)	午前8時30分～午後9時 (年間6日 午前6時～午後9時)

- 変更した年月日
平成19年7月21日
- 届出年月日
平成19年7月20日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成19年8月2日から平成19年12月2日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課